

大分空港・宇宙港将来ビジョン検討部会設置要綱

(設置)

第1条 大分空港・宇宙港将来ビジョンの策定に向けた検討を行うにあたり、大分空港を取り巻く現状や課題を整理するとともに、大分空港が目指すべき将来像やその実現に向けた施策展開の必要性等を取りまとめるため、大分空港・宇宙港将来ビジョン検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 検討部会は、大分空港を取り巻く現状や課題を整理するとともに、大分空港が目指すべき将来像やその実現に向けた施策展開の必要性等を取りまとめた「大分空港・宇宙港将来ビジョン」を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 検討部会は、別表に掲げる機関に所属する者をもって組織する。

2 委員長は、大分県企画振興部交通政策課長の職にある者をもって宛てる。

3 委員は、委員長が委嘱する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、検討部会を総括する。

(会議)

第5条 検討部会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を出席させ、関係事項についての説明及び意見を述べさせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、大分県企画振興部交通政策課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表	大分県企画振興部交通政策課
	大分県商工観光労働部先端技術挑戦課
	大分県土木建築部港湾課
	大分県商工観光労働部観光局観光政策課
	国東市政策企画課
	別府市企画戦略部政策企画課
	大分市商工労働観光部観光課
	大分航空ターミナル株式会社
	日本航空株式会社
	全日本空輸株式会社
	株式会社ソラシドエア
	アイベックスエアラインズ株式会社
	ジェットスター・ジャパン株式会社
	Peach Aviation株式会社
	大分経済同友会
	大分県商工会議所連合会
	大分県商工会連合会
	大分県中小企業団体中央会
	株式会社日本政策投資銀行大分事務所
	公益社団法人ツーリズムおおいた
	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合
	一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォーム B-biz LINK
	一般社団法人大分県タクシー協会
	一般社団法人大分県レンタカー協会
	大分交通株式会社
	大分バス株式会社
	亀の井バス株式会社
	国東観光バス株式会社
	大交北部バス株式会社
	第一交通産業株式会社
	一般社団法人Space Port Japan
	門司税関大分税関支署
	国土交通省大阪航空局大分空港事務所
国立大学法人大分大学	